

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和2年5月25日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様

北区教育委員会事務局
教育振興部教育指導課長
畔柳 信之

北区立小学校・中学校、北区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の教育活動再開について

緊急事態宣言の解除に向けて、東京都からは「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」が示されました。北区教育委員会は、このロードマップを踏まえ、以下のとおり6月1日（月）から教育活動を段階的に再開しますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

なお、各校・園の詳細な時程等については、各校・園のホームページやお便り等にてお知らせします。

1 学校・園の再開スケジュールについて

(1) 小学校・中学校

以下のスケジュールについては、今後の感染状況によって変更する場合があります。

ア 登校日（教育課程外）の設定：5月26日（火）～29日（金）のうち1日程度

○学校再開前に登校日を1日程度設け、分散登校し、学校に慣れるようにします。

- ・原則、1学級を2グループに分け、1グループを20人以下とします。
- ・分散登校し、30分から1時間程度、学級指導を行います。

※各学校の実態に応じて登校のさせ方を工夫します。

※感染防止の徹底が図れることを条件に、体育館等広い空間で20人以上の一斉指導をすることもあります。

イ 分散登校による教育活動：6月1日（月）～13日（土） ※土曜日の実施は、学校による。

○学校再開からの2週間は、分散登校で教育活動を行い、給食は実施しません。

- ・原則、1学級を午前と午後に登校する2つのグループに分け、1グループは20人以下とします。

※感染防止の徹底が図れることを条件に、体育館等広い空間で20人以上の一斉指導をすることもあります。

※グループの分け方については、上記を原則としますが、学校の実態や特別支援学級の実態に応じて異なります。

- ・教室では、可能な限り、席の間に距離（おおむね1～2m）を確保し、対面とにならないように配置します。※特別支援学級も同様

ウ 一斉登校による教育活動（通常の教育活動）：6月15日（月）～

○3週間目から給食を実施し、通常の教育活動を行います。

- ・給食は実施します。
- ・教育活動は、可能な限り感染防止を図って行います。

(2) 幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）

ア 一斉登園（午前みの教育活動）：6月1日（月）～13日（土） ※土曜日の実施は、園による。

○園再開後からの2週間は、午前みの教育活動を行い、お弁当は持参しません。

イ 一斉登園（通常の教育活動）：6月15日（月）～

○3週間目からお弁当を持参して教育活動を行います。（水曜日は午前のみ）

- ・4歳児については、園の実態に応じて徐々に教育活動の時間を伸ばしていきます。

2 教育活動の補足

(1) 通級指導・巡回指導

- ・通級指導（日本語教室・ことばきこえの教室）は、学校再開後3週間目から実施します。
- ・巡回指導は、学校再開と同時に徐々に実施します。

(2) 中学校部活動

学校及び部活動により再開時期は異なりますが、6月1日（月）から徐々に実施します。

(3) 土曜日授業

6月から実施します。

(4) 適応指導教室

6月から開室します。学校再開後2週間は、午前のみ開室します。

3 保護者の皆様へのお願い

【幼児・児童・生徒及び保護者】学校ではマスクの持参・着用をお願いします。

- (1) 手洗い（食事前、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスクの着用など）の励行
- (2) 毎朝の自宅での検温とともに、風邪の症状がみられる時の自宅休養
- (3) 登校時に健康観察票をもたせて学校に提出
- (4) 休日も健康観察をし、家族内の関係者の体調が思わしくない場合の学校連絡

4 学童クラブ等の対応

6月13日（土）までの分散登校期間、学童クラブ、4－6特例・待機児童特例利用、やむを得ない事情による預かりが必要な児童の預かりは、午前から実施します。

なお、お弁当は学校で食べます。

※分散登校の期間は、学校における授業以外の時間帯は「家庭学習」が基本であり、学童クラブ諸室の3密を避ける観点からも、できる限り家庭で過ごすことをお願いします。

※今後の学童クラブ等の対応については、改めて区ホームページに掲載します。

5 重要なお知らせ

- (1) 学校再開にあたっては、感染症対策を徹底した上で、児童・生徒の安全・安心の確保に細心の注意を払って、学校運営を行います。なお、感染症対策や学校行事など、学校再開にあたっての考え方については、教育委員会がガイドラインを策定しており、6月1日までは北区ホームページでご案内いたします。
- (2) 学校再開後、児童・生徒や教員が感染者となった場合には、保健所が濃厚接触者を特定するまでの間、学校の全部または一部を臨時休業とします。また、児童・生徒や教員が濃厚接触者となった場合には、当該児童・生徒等が最後に感染者と接触した日から起算して2週間は学校をお休みしていただくことになります。
- (3) 児童・生徒の学校内での感染リスクを心配される保護者様におかれましては、各学校にご相談ください。なお、学校に登校しない場合の児童・生徒の出欠の取扱いについては、ご家庭の事情やその時々地域の感染状況などを総合的に判断して、各学校の校長が判断します。

6 問合せ先

《教育活動全般に関すること》

教育振興部教育指導課 03-3908-9287

《学童クラブ・放課後子ども教室、児童館に関すること》

子ども未来部子どもわくわく課 03-3908-9361

《給食や保健・衛生に関すること》

教育振興部学校支援課 03-3908-9295

《特別支援学級、巡回指導、通級指導に関すること》

教育総合相談センター 03-3908-1326